

# NECコーポレート・ガバナンス・ガイドライン

制定日：2016年6月1日

最新改正日：2023年6月22日

日本電気株式会社

## 第1章 総則

### 第1条 (目的)

本ガイドラインは、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な枠組みおよび考え方を定め、すべてのステークホルダーとの信頼関係をより強固なものにし、NECグループの持続的な成長と企業価値の向上に資することを目的とします。なお、当社は、より実効性の高いコーポレート・ガバナンスの実現のため、本ガイドラインの有効性を継続的に検証し、必要に応じ改正を行うものとします。

### 第2条 (経営の基本方針および経営戦略)

NECグループは、NECグループが共通で持つ価値観であり、行動の原点としてNEC Wayを規定しています。NEC Wayは、企業としてふるまう姿を示した「Purpose (存在意義)」「Principles (行動原則)」と、一人ひとりの価値観・ふるまいを示した「Code of Values (行動基準)」「Code of Conduct (行動規範)」で構成されています。「NECは、安全・安心・公平・効率という社会価値を創造し、誰もが人間性を十分に発揮できる持続可能な社会の実現を目指します。」というPurposeを全うするため、Principles (①創業の精神「ベタープロダクツ・ベターサービス」、②常にゆるぎないインテグリティと人権の尊重、③あくなきイノベーションの追求)に基づき、「中期経営計画」をはじめとする中長期的な経営戦略を実践し、社会価値の継続的な創出と企業価値の最大化をはかっていきます。

### 第3条 (コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社は、社会価値の継続的な創出と企業価値の最大化をはかるためには、監督と執行の両面からコーポレート・ガバナンスを強化することが重要であると認識しており、以下を基本方針としてその実現に努めます。

- ① 経営の透明性と健全性の確保
- ② スピードある意思決定と事業遂行の実現
- ③ アカウンタビリティ (説明責任) の明確化
- ④ 迅速かつ適切で公平な情報開示

### 第4条 (機関設計)

当社は、会社法上の機関設計として指名委員会等設置会社の形態を採用しています。監督と執行を明確に分離することで、取締役会による監督機能を強化するとともに、執行役への大幅な権限委譲により意思決定と事業遂行の迅速化をはかります。また、それに合わせ執行側のガバナンス強化を推進します。

## 第2章 コーポレート・ガバナンス体制

### 第5条（取締役会および委員会の役割・構成）

#### (1) 取締役会

- ① 取締役会は、取締役および執行役の職務執行の監督と、当社の経営の基本方針に関する重要事項の審議を通じて経営の方向性を定める役割を担います。
- ② 取締役会は、各取締役の職務経歴、専門分野、国際性、ジェンダー等の多様性と適正規模についてバランスを考慮して構成します。また、独立性確保の観点から、取締役の過半数を独立社外取締役で構成することとします。
- ③ 社外取締役の独立性については、東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準および当社が定める別紙「社外取締役の独立性判断基準」に基づき判断します。

#### (2) 指名委員会

- ① 指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案の内容のほか、当社の役員人事に関する事項（代表執行役社長のサクセッションプランを含む。）について、客観性、公平性、透明性の視点から審議を行います。
- ② 指名委員会は、取締役3名以上で組織し、その過半数は、独立社外取締役とします。また、同委員会の委員長は、独立社外取締役が務めることとします。

#### (3) 報酬委員会

- ① 報酬委員会は、取締役および執行役の報酬等の方針の策定、取締役および執行役の個人別の報酬等の内容の決定など当社役員の報酬に関する事項について、客観性、公平性、透明性の視点から審議を行います。
- ② 報酬委員会は、取締役3名以上で組織し、その過半数は、独立社外取締役とします。また、同委員会の委員長は、独立社外取締役が務めることとします。

#### (4) 監査委員会

- ① 監査委員会は、執行役および取締役の職務執行の監査等を行います。監査委員会は、取締役会において、定期的に監査計画および監査結果を報告するほか、代表執行役社長に対し、監査結果を踏まえ提言を行います。
- ② 監査委員会は、当社または当社子会社の業務を執行しない取締役3名以上で組織し、その過半数は、独立社外取締役とします。また、同委員会の委員長は、独立社外取締役が務め

ることとします。

- ③ 監査委員会は、必要があると認めるときは、常勤の監査委員を選定することができることとします。
- ④ 監査委員会の委員は、財務・会計、法務等、監査に必要な知識や経験を有する取締役から選定することとします。

## 第6条（取締役および執行役の選解任に関する方針および手続き）

- ① 取締役の選任にあたっては、法律上の適格性を満たしていることに加え、人格、見識に優れ、高い倫理感を有していること、NEC Way に共感し、その実現に向けて強い意思を持って行動できること、さらに、当社が取締役に特に期待するキャリアやスキルについて豊富な経験や深い見識を有していることを考慮します。指名委員会は、当該方針を踏まえ、株主総会に提出する取締役の選任または解任に関する議案の内容を決定します。
- ② 執行役は、法律上の適格性を満たしていることに加え、人格、見識に優れ、高い倫理観を有していること、NEC Way の実現に向けて強い意思を持ってその職責を全うすることのできる者を取締役会の決議により選任します。また、執行役が法令に違反するなど執行役としての適格性を欠くと認められる場合や、その職責を適切に遂行していないと認められる場合等には、いつでも執行役を解任することができます。

## 第7条（取締役および執行役の報酬に関する方針および手続き）

報酬委員会が定める当社を取締役および執行役の報酬に関する基本方針は以下のとおりです。報酬委員会は、当該基本方針に基づき取締役および執行役の個人別の報酬等の内容を決定します。

- ① 企業価値の最大化を目指し持続的な成長に繋がる内容であるとともに、株主価値に連動する経営を進めていることが株主に確認できる客観性・透明性の高い報酬制度であること。
- ② 中期経営計画目標の指標と連動しており、執行役に中期経営計画に示す経営目標の達成を目指すインセンティブになっていること。
- ③ 当社の役員報酬制度がグローバルに事業を展開するテクノロジーカンパニーとして、人材マーケットにおけるコンペティティブな報酬構成、水準であること。

## 第8条（監査委員会、内部監査部門および会計監査人の相互連携）

- ① 監査委員会は、内部監査部門から、原則として、毎月（必要があるときには随時）内部監査の状況（内部監査の結果を含む。）および内部通報制度の運用状況の報告を受け、意見交換を行います。また、監査委員会は、内部監査部門に対して連携を通じた指導を行うほか、必要に応じて指示を行います。
- ② 監査委員会は、会計監査人から、監査の計画、実施状況等のほか、金融商品取引法に基づく内部統制監査に関する報告を受け、意見交換を行います。

- ③ 内部監査部門は、会計監査人に対して、定期的に監査結果を報告し、意見交換を行います。また、内部監査部門は、内部監査の実効性を確保するため、随時、代表執行役社長、取締役会、(本条第1号に規定のとおり)監査委員会に対してそれぞれ内部監査の状況等を報告します。

## 第9条 (取締役会の実効性向上のための取り組み)

### (1) 取締役会の運営

取締役会の運営にあたっては、第5条第1項に定める取締役会の役割を踏まえ、当社の経営の基本方針に関する重要事項や執行役の職務執行の監督に必要な事項を年間の付議計画に基づき計画的に付議することとしています。なお、年間の付議計画で予定されている事項以外のものについても、必要に応じ、適時適切に付議できる体制を整備しています。また、年間の取締役会開催スケジュールについては、事前に各取締役と調整のうえ決定しており、取締役は、特段の事情がない限り、取締役会への一定の出席率を確保することとします。

### (2) 取締役会の審議の充実化

当社は、取締役会の審議を充実化するために、以下に定める事項を実施するとともに、継続的に見直しをはかっています。

- ① 原則として取締役会開催日3営業日前までに、取締役会付議案件の関係資料を取締役に事前配付することとしています。
- ② 重要な取締役会付議案件等、案件の内容に応じて、社外取締役に対し、事前説明を実施することとしています。
- ③ 審議時間は、付議内容に応じて十分な時間を確保することとしています。

### (3) 取締役の支援体制

- ① 当社は、各取締役が適切に監督機能を果たすための取締役の支援体制を整備しています。特に、社外取締役については、取締役会、指名委員会、報酬委員会および監査委員会の事務局機能を担うコーポレート・ガバナンス室が中心となり社外取締役との連絡・調整等にあたることとし、社外取締役が必要とする情報を適時に提供するなど、その支援体制を整備しています。
- ② 上記に加え、社外取締役のみの意見交換の場、社外取締役と議長または代表執行役社長との意見交換の場、社外取締役と執行役との意見交換の場など、さまざまな場を通じて、取締役間および取締役と執行役間の情報共有や連携強化をはかることとしています。

### (4) トレーニング等

当社は、取締役として求められる役割と責務(法的責任を含む。)に関する研修など取締役に對するトレーニングを定期的実施することとしています。また、社外取締役に対しては、NEC

グループについての理解を深めてもらうために、各ビジネスユニットの事業内容に関する説明会や、当社および当社子会社の事業場や展示会の見学等を実施することとしています。

(5) 取締役会の実効性評価

当社は、取締役会の機能向上のため、取締役会において毎年1回、取締役会の実効性につき評価・検証を行い、改善をはかるとともに、その結果の概要を開示しています。また、必要に応じて、取締役会の実効性評価を行うにあたり、第三者の評価機関を活用することとします。

## 第10条（執行役による業務執行）

- ① 当社は、執行役に対し大幅な権限委譲を行うことにより、業務執行に関する意思決定と事業遂行の迅速化をはかるとともに、これにあわせた執行側のガバナンス強化を推進します。
- ② 当社は、全社横断的に戦略を実行するため、チーフオフィサー制を導入しています。代表執行役社長の指揮のもと、各チーフオフィサーは、自らが担当する主要なグループ横断機能の領域において、NEC グループにとって最適な経営基盤の構築および運用に取り組んでいます。
- ③ 当社は、機会とリスクの両面から質の高い意思決定を行うため、執行側の最上位審議体である経営会議および経営会議と連携する会議体を設置しています。経営会議は、ビジネスユニット長やチーフオフィサーなどの執行役で構成され、経営方針や経営戦略などNEC グループの経営に関する重要事項の審議および重要な業務執行案件の審査を行っています。経営会議と連携する会議体は、その役割・権限に応じて各担当事項の事前審議等を行います。
- ④ 当社は、NEC グループの事業に関連する社内外のリスクを的確に把握し対応するため、リスク・コンプライアンス委員会を中心とした全社横断的リスクマネジメント体制を整備しています。経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、リスク・コンプライアンス委員会において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては、経営会議および取締役会に報告することとしています。

## 第11条（内部通報制度）

- ① 当社は、企業倫理・法令違反等の問題に関する内部通報制度「コンプライアンス・ホットライン」を整備し、情報提供者および調査協力者の秘匿と不利益取扱い禁止を定め、内部監査部門が運用しています。また、ハラスメントや人権に関する相談を匿名で行うことができる「HR ホットライン」を設置し、人事総務部門が運用しています。
- ② 取締役会および監査委員会は、各ホットラインの主管部門から、定期的（必要に応じて随時に）に内部通報制度の運用状況について報告を受けます。
- ③ 当社は、当社の役員が関係する不正行為等を申告しやすくするため、当社の役員から独立

した内部通報制度（監査委員会ホットライン）を監査委員会に設置しています。

## 第3章 ステークホルダーとの関係

### 第12条（株主との関係）

#### （1）株主総会

当社は、最高意思決定機関である株主総会において、株主が適切に議決権を行使することができるよう、以下のとおり体制を整備しています。

- ① 集中日を回避する等、総会開催日を含む総会関連日程を適切に設定しています。また、定時株主総会の招集通知については早期開示に努めます。
- ② 株主構成を踏まえ、議決権電子行使プラットフォームを用意し、また招集通知の英訳も行います。
- ③ 適時開示、法定書類の提出、株主総会における質疑や IR（インベスター・リレーションズ）活動を通じて、株主総会において株主が適切な判断を行うために必要な情報を開示または提供します。
- ④ 株主総会の会社提案議案において相当数の反対票が投じられた場合、その議案の反対理由や原因の分析を実施し、それらの分析結果に基づき必要な対応を実施します。

#### （2）株主との建設的な対話を促進するための方針

株主構造の把握を含め、株主との面談は、ステークホルダーリレーション部を中心に活動し、主要な株主には、代表執行役社長や CFO（チーフフィナンシャルオフィサー）も面談を実施することとしています。加えて、必要と判断した場合には、社外取締役を含む取締役も株主と面談を実施することとしています。面談を行うにあたっては、「ディスクロージャー・ポリシー」（第4章参照）に従い、社内関係部門と連携しながら、インサイダー情報その他の重要情報の管理徹底に努めています。

個別面談以外では、代表執行役社長や CFO 等は、経営説明会や四半期ごとの決算説明会をマスコミ、アナリストおよび機関投資家（株主を含む。）向けに開催するほか、各事業の責任者等は事業に関する説明会（施設見学会、研究成果説明会、IR Day、ESG 説明会を含む。）を実施します。IR 活動をとおして把握した株主の意見などは、定期的に執行役等にフィードバックし、取締役会でも報告しています。

#### （3）資本政策および株主還元策の基本的な方針

当社は、資本効率を重視した事業運営を行うとともに、成長領域への投資や財務基盤の充実をはかることが長期的な企業価値の創出につながると考えており、各期の利益状況や今後の資金需要等を総合的に考慮した株主還元を努めます。

#### (4) 政策保有株式に関する基本方針

当社は、原則として政策保有目的で上場会社の株式を保有しないこととしています。ただし、当社との協業や投資先との事業上の関係等において必要と判断した会社の株式については、例外的に政策保有株式として保有します。その場合には、個別銘柄ごとに保有の必要性や、政策保有株式から得られるリターンを検証するなど資本コストの観点等を総合的に評価したうえで、毎年取締役会において一定の基準に基づき保有の合理性を検証し、保有の合理性が認められないと判断される場合には売却します。

議決権行使にあたっては、NEC グループの利益に資することを前提に、投資先の中長期的な企業価値向上への貢献等、様々な観点から検討を行ったうえで、賛否を総合的に判断します。

また、当社は、当社株式を政策保有株式として保有している会社から当社株式の売却の申出があった場合、当該会社との取引を縮減することその他の取引に関する制限を示唆することなどにより、売却を妨げる行為は行わないものとします。

#### (5) 関連当事者間の取引の防止

当社は、株主の利益を保護するため、取締役または執行役が当社との間で利益相反となる一定の条件を満たす取引を行う場合には、取締役会の承認を得る必要がある旨取締役会規則で定められており、取締役会は、法令および規則に従い、適切に監督しています。

### 第13条（株主以外のステークホルダーとの関係）

#### (1) 行動規範

当社は、NEC Way において NEC グループの行動原則として、「NEC グループ行動規範(Code of Conduct)」を策定し、実践しています。当社は、NEC グループ行動規範において、ステークホルダーと公正な関係を維持することに加え、「ステークホルダーへの情報開示と対話・共創」を誠実な事業活動の一つとして定めています。当社は、NEC グループ行動規範を具現化した社内規程を定め従業員に遵守させるとともに、内部統制の一環としてその運用状況を毎年モニタリングしています。また、当社の子会社についても、「NEC グループ行動規範」を採択し、実践しています。

#### (2) サステナビリティを巡る課題への対応

NEC グループは、「事業をととした社会課題解決への貢献」、「リスク管理・コンプライアンスの徹底」および「ステークホルダー・コミュニケーションの推進」をサステナビリティ経営の基本方針としています。NEC グループは、NEC Way および当該基本方針を踏まえ、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、自然災害等への危機管理など、サステナビリティを巡る課題が、NEC グループの持続可能な発展や企業価値向上に対するリスクとなるだけでなく、事業機会の創出にもつながる重要な要素だと考えています。NEC グループは、ESG（環境・社

会・ガバナンス) 視点の経営優先テーマを「マテリアリティ」として特定し、取り組みを推進しています。取締役会は、NEC グループが直面するこれらの課題および取り組みにつき報告を受け、リスクへの対応状況を監督するとともに、サステナビリティを巡る課題への対応について、事業機会の創出につなげる観点を含め、検討を深めています。

### (3) インクルージョン&ダイバーシティ

NEC グループは、多様な人材が活躍し、多様な視点やアイデアが尊重されるカルチャーを醸成することは、イノベーションの創出のために必要であり、重要な経営戦略の一環と考えています。そのための施策として、グローバルな人材活用、女性の活躍促進、中途採用者の積極的な登用、障がい者の雇用促進および性的マイノリティに対する理解と支援の促進等に取り組んでいます。加えて、このようなインクルージョン&ダイバーシティへの取り組みは、NEC Way における Principles で掲げる「人権の尊重」の実践に位置付けています。

### (4) 企業年金

当社は、NEC 企業年金基金を通じて、企業年金の積立金の運用を行っており、当社経理・財務部門が人材を適切に配置しています。また、基金の重要事項については、すべて代議員会において決定しています。加入者が互選した代議員と当社が選定した代議員の同人数で代議員会を構成することにより、企業年金の受益者と当社との間で生じ得る利益相反を適切に管理できる体制で基金を運営しています。

## 第4章 情報開示

### 第14条 (基本方針)

当社は、適時、適切かつ公平な情報開示により企業価値の適切な評価を市場から得ることが重要であると認識し、「ディスクロージャー・ポリシー」を定めています。当社は、経営内容、事業活動状況等の企業情報を、関係法令（金融商品取引法に定めるフェア・ディスクロージャー・ルールを含む。）および東京証券取引所の上場規程等に従って管理し、開示しています。また、開示する企業情報の正確性を常に確保し、適時、適切かつ公平な方法により情報発信を行っています。

### 第15条 (情報開示体制)

当社は、適時、適切かつ公平な情報開示の体制を確保するため、社内関係部門および子会社との間の連絡体制を構築しています。

また、当社は、個人投資家向けへの情報開示として専用ホームページを開設し、定期的に個人投資家向け説明会を実施するほか、当社ホームページにおける会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報の開示内容



の充実（説明会等における和文および英文による資料、動画データ等の掲載、具体的かつ分かりやすい情報の掲載を含む。）、グローバルな IR 活動の強化（海外の機関投資家との面談を含む。）などに努めています。

## 第5章 その他

### 第16条（改正等）

本ガイドラインの制定・改廃（軽微な改正等を除く。）は、取締役会の決議によるものとします。

以 上

## 別紙 <社外取締役の独立性判断基準>

当社は、社外取締役が以下に定めるいずれの事項にも該当しない場合、当該社外取締役は当社に対する独立性を有しているものと判断しています。

1. 現在または過去 3 年間のいずれかの時期において、2 親等以内の親族が当社または当社子会社の重要な業務執行者であったこと
2. 現在または過去 3 年間のいずれかの時期において、本人が主要な取引先（過去 3 事業年度のいずれかの事業年度において、①当社と取引先との間の取引金額（製品・役務の提供、調達にかかる金額）がいずれかの売上高の 2%を超える場合の当該取引先、または②取引先からの年間借入平均残高が当社の総資産の 2%を超える場合の当該取引先）の業務執行者、または 2 親等以内の親族が主要な取引先の業務執行者（ただし、当社における重要な業務執行者に相当するレベル）であったこと
3. 過去 3 事業年度のいずれかの事業年度において、本人または 2 親等以内の親族が当社から 1,000 万円以上の金銭（役員報酬を除く）を受領していたこと
4. 現在または過去 3 年間のいずれかの時期において、本人または 2 親等以内の親族が当社の会計監査人である監査法人に所属していたこと
5. 現在または過去 3 年間のいずれかの時期において、本人または 2 親等以内の親族が当社から多額の寄付を受けている団体（過去 3 事業年度のいずれかの事業年度において、当社から 1,000 万円または当該団体の総収益の 2%のいずれか高いほうの額を超える寄付を受けている場合の当該団体）の業務執行者であったこと